

長浜市災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）

令和5年10月改正

長浜市 災害時要配慮者支援班

目次

第1章 総則	1
第1 目的	1
第2 位置づけ	1
第3 要配慮者の定義	1
第2章 避難支援体制	2
第1 災害時要配慮者支援班	2
1 位置づけ	2
2 構成	2
3 組織	2
第2 自治会	3
第3 自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉サービス事業者等の福祉関係者	4
第3章 平常時における取組	5
第1 避難支援・見守り支えあい制度	5
1 避難支援・見守り支えあい制度（災害時要配慮者登録制度）の推進	5
2 避難支援・見守り支えあい制度（災害時要配慮者登録制度）への登録	5
3 災害時要配慮者登録申請者台帳及び長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）の作成	6
4 登録申請者台帳及び個別計画の共有	6
5 登録申請者台帳及び個別計画の更新	7
6 登録申請者台帳及び個別計画の活用	7
7 災害時要配慮者名簿の作成・更新	7
8 個人情報保護の徹底	7
9 要配慮者名簿の対象者	8
第2 福祉避難室及び福祉避難所の整備	9
1 福祉避難室・福祉避難所の概要	9
2 福祉避難所にかかる協定	10
3 福祉避難室及び福祉避難所にかかる備蓄	11
4 その他の取組	12
第3 情報伝達体制の整備	12
第4章 災害時における活動	13
第1 要配慮者支援班の設置	13
1 風水害時	13
2 地震災害時	15
3 原子力災害時	15
第2 避難情報の伝達、避難誘導及び安否確認	15
1 避難情報の伝達	16

2	避難誘導	18
3	安否確認	18
第3	福祉避難室の設置	18
1	福祉避難室の運営体制	19
2	福祉避難室支援職員及び福祉避難室相談職員の派遣	19
3	福祉避難室の確保及び開設	19
4	福祉避難室の運営	19
第4	福祉避難所の設置	20
1	福祉避難所の運営体制	20
2	福祉避難所の指定	21
3	福祉避難所の開設	21
4	福祉避難所の運営	22
5	福祉避難所の開設期間	27
6	福祉避難所の統廃合及び閉鎖	28
第5	要配慮者支援にかかる主な法令及び通知等	28
資	料	30
様	式	50

第1章 総則

第1 目的

近年、全国的に地震や風水害等が多発しており、高齢者やしょうがいのある人など、災害時の避難行動等に困難がある要配慮者の被害や犠牲が増加しています。

この計画は、災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助、共助及び公助がそれぞれの役割を果たし、互いに連携して要配慮者の避難支援体制の整備を図ることにより、災害による要配慮者の被害の防止を図ることを目的とします。

第2 位置づけ

この計画は、市地域防災計画に規定する「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）（第2章第3節第5の2（1）」「長浜市福祉避難所等設置・運営マニュアル」「福祉避難所整備計画」を一つの計画としてまとめたものです。なお、この計画は、随時、災害時要配慮者支援班で内容を検討し見直しを行うものとします。

- ・市地域防災計画：
 - 第2章災害予防計画の第3節第5「要配慮者支援体制の整備」
 - 第3章災害応急対策計画の第4節第3の8「要配慮者支援」
- ・長浜市地域福祉計画：基本目標1・施策の柱2・施策の方向（1）「災害に強い地域づくり」長浜市避難支援・見守り支えあい制度の強化
- ・ゴールドプランながはま21：各論第5章1(3)「長浜市避難支援・見守り支えあい制度の推進」
- ・長浜市しょうがい福祉プラン：第2章4節2「防災・防犯等の対策」

第3 要配慮者の定義

この計画では、高齢者、しょうがいのある人、医療等を必要とする在宅療養者、妊婦、乳幼児及び外国人等の災害時における避難行動等に困難がある人を、要配慮者とします。

また、要配慮者について、市地域防災計画に基づき以下のとおり二つに大別します。それぞれの主な特徴は資料1のとおりです。

（1）避難支援要配慮者

自力で避難できない等、避難に際して支援が必要な要配慮者（例えば、高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、傷病者）

（2）情報支援要配慮者

災害時の情報伝達に配慮が必要な要配慮者（例えば、しょうがいのある人、観光客、外国人）

第2章 避難支援体制

第1 災害時要配慮者支援班

災害時要配慮者支援班（市地域防災計画第2章第3節第5の2（1））（以下「要配慮者支援班」という。）の位置づけ及び構成等については以下のとおりです。

1 位置づけ

平常時は、福祉関係部局や防災関係部局等関係する部局で設置し、横断的な連絡調整を行います。災害時には、庁内に要配慮者支援班を設置します。

2 構成

平常時は、班長を部局防災員、班員を健康福祉部職員、防災担当職員、市社会福祉協議会職員及びその他関係する職員とします。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくにあたっては、関係者の参加を得ながら進めます。

災害時は、班長を部局防災員、班員を健康福祉部職員（全職員）で構成します。ただし、健康福祉部職員が要配慮者支援班以外の業務（※）に従事する間は、要配慮者支援班の業務に従事する義務を免除するものとします。

※：要配慮者支援班以外の業務（例）

- ・「避難所班員」「初動班員」「地域拠点職員」としての避難所業務
- ・「健康福祉部」業務のうち、所管施設関連業務・医療救護関連業務・保健衛生・防疫関連業務 等

3 組織

平常時は、下記（1）に示す4つの担当を設置し、「第3章 平常時における取組」を進めます。

災害発生時は、災害の内容や規模に応じ、班長（部局防災員）の指示に基づき、下記（2）の例等により組織を編成します。

(1) 平常時の体制

注) 「◎」は主管課、「○」は副主管課。

	担当名	担当	主な役割	
1	総務担当	◎社会福祉課 ○防災危機管理課	市民活躍課 市社協地域福祉課	・要配慮者支援班の運営事務 ・要配慮者支援班内の連絡調整
2	登録担当	◎長寿推進課 ○しょうがい福祉課 社会福祉課 健康推進課	防災危機管理課 市民活躍課 市社協地域福祉課	・要配慮者情報の把握 ・要配慮者の登録 ・登録申請者台帳及び災害時要配慮者名簿の作成、更新 ・要配慮者情報の関係団体との共有・活用・協定の締結
3	情報伝達担当	◎市民活躍課 ○防災危機管理課 社会福祉課 しょうがい福祉課 こども家庭支援課	健康企画課 健康推進課 長寿推進課 文化観光課 教育指導課	・要配慮者に対する情報伝達体制の整備
4	福祉避難所担当	◎しょうがい福祉課 ○介護保険課 社会福祉課 こども家庭支援課 地域医療課 健康推進課	防災危機管理課 教育総務課 長浜病院総務課 湖北病院管理課 市社協介護事業課	・福祉避難所等の確保、整備

(2) 災害発生時に要配慮者支援班が設置された場合の体制(例)

※警戒2号体制で要配慮者支援班を設置する。

要配慮者支援班設置時の主な業務

業務内容	主な担当
医療、福祉関係機関との連絡調整	◎社会福祉課、しょうがい福祉課、健康推進課、地域医療課、長寿推進課、介護保険課
要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等)	◎長寿推進課、介護保険課、社会福祉課
要配慮者の搬送の手配	◎しょうがい福祉課、健康推進課
要配慮者の必需物資の調達・確保	◎しょうがい福祉課
緊急入所等の手配	◎長寿推進課、介護保険課、しょうがい福祉課
福祉避難所の開設	◎しょうがい福祉課

第2 自治会

自治会は、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉サービス事業者等の福祉関係者の

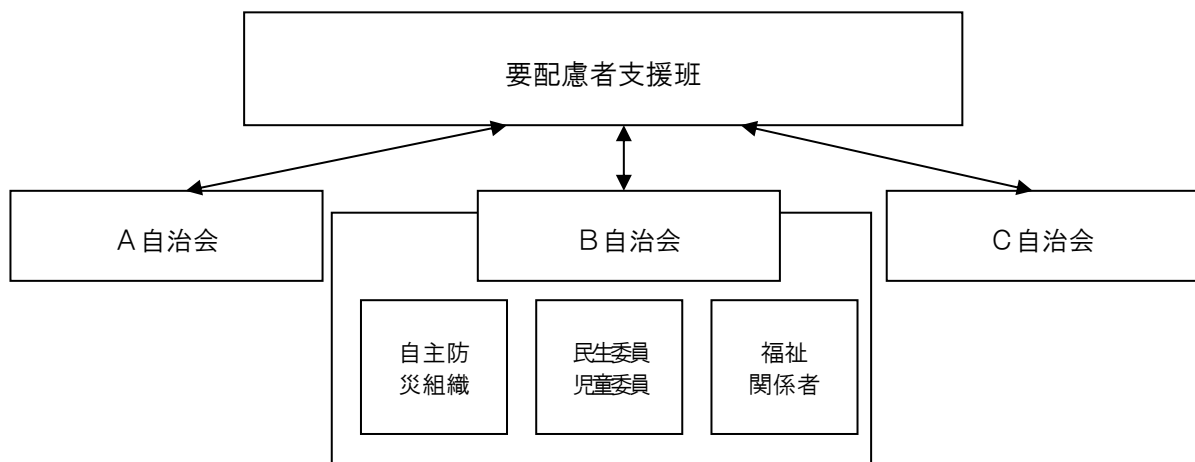
協力を得て、要配慮者の個別計画の作成等、以下の活動を実施します。

- ① 地域における要配慮者の把握及び日常的な見守り
- ② 地域における支援者の組織化
- ③ 地域における長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）の作成
- ④ 要配慮者に対する情報伝達体制の確立
- ⑤ 災害時における要配慮者の避難支援
- ⑥ 災害時における要配慮者の安否確認
- ⑦ 災害時における要配慮者の生活支援
- ⑧ 災害時における要配慮者のニーズ把握
- ⑨ その他要配慮者支援に必要なこと

第3 自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉サービス事業者等の福祉関係者

自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉サービス事業者等の福祉関係者は、個別計画に基づき、他の団体等と協力して災害時における要配慮者の支援に協力します。

「要配慮者の避難支援体制」



第3章 平常時における取組

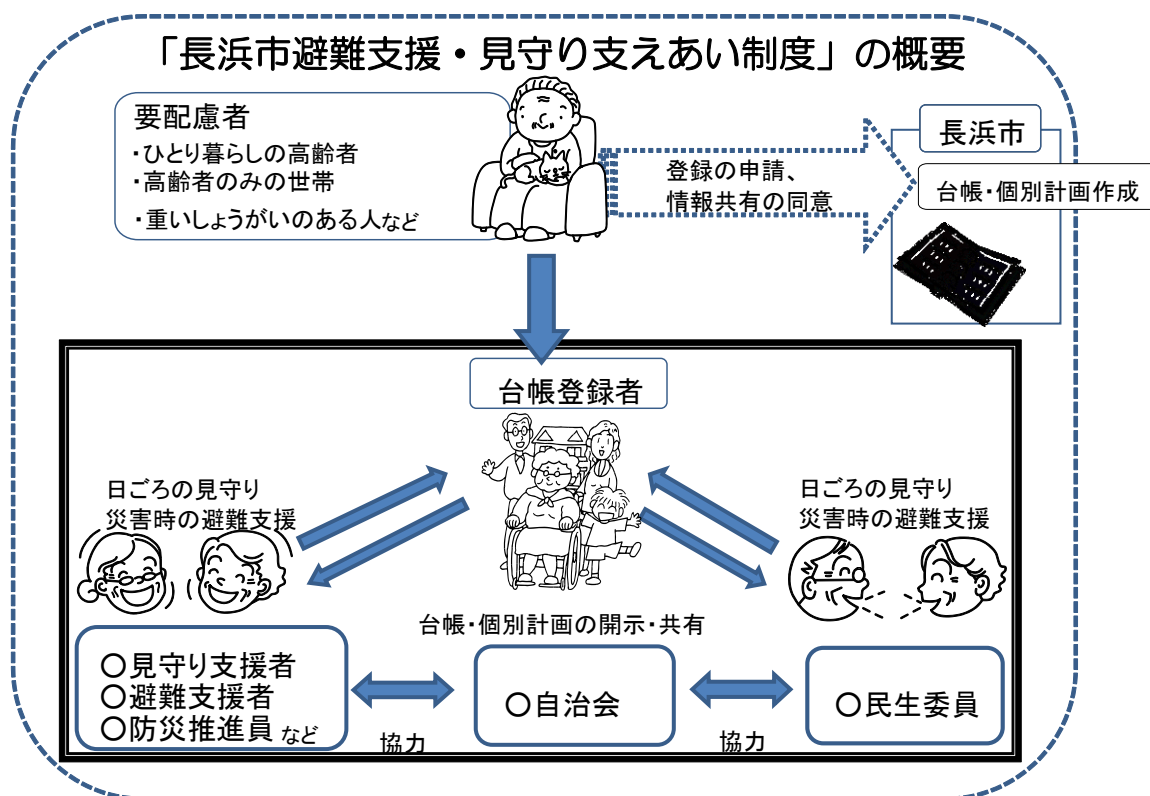
第1 避難支援・見守り支えあい制度

1 避難支援・見守り支えあい制度（災害時要配慮者登録制度）の推進

要配慮者支援班は、災害発生時において地域の住民が協力して、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動を円滑に行えるよう、あらかじめ要配慮者の必要な情報を登録し、市と関係団体で情報を共有する「避難支援・見守り支えあい制度」を推進します（資料2参照）。

要配慮者支援班総務担当は、避難支援・見守り支えあい制度について、広報ながはまや市のホームページ等を利用して広く周知し、避難支援・見守り支えあい制度への登録希望者を募ります。

また、福祉関係者や防災関係機関は、要配慮者一人ひとりと接する機会をとらえて、避難支援・見守り支えあい制度への登録を働きかけるとともに、必要な情報の把握を進めます。



2 避難支援・見守り支えあい制度（災害時要配慮者登録制度）への登録

避難支援・見守り支えあい制度に登録を希望する要配慮者は、「災害時要配慮者登録申請書兼 長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）作成依頼書（様式1）（以下「登録申請書」という。）」及び「長浜市避難支援・見守り支えあい制度における個人情報の取扱いに係る同意書（様式2）」を市又は長浜市社会福祉協議会に提出するものとします。

3 災害時要配慮者登録申請者台帳及び長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）の作成

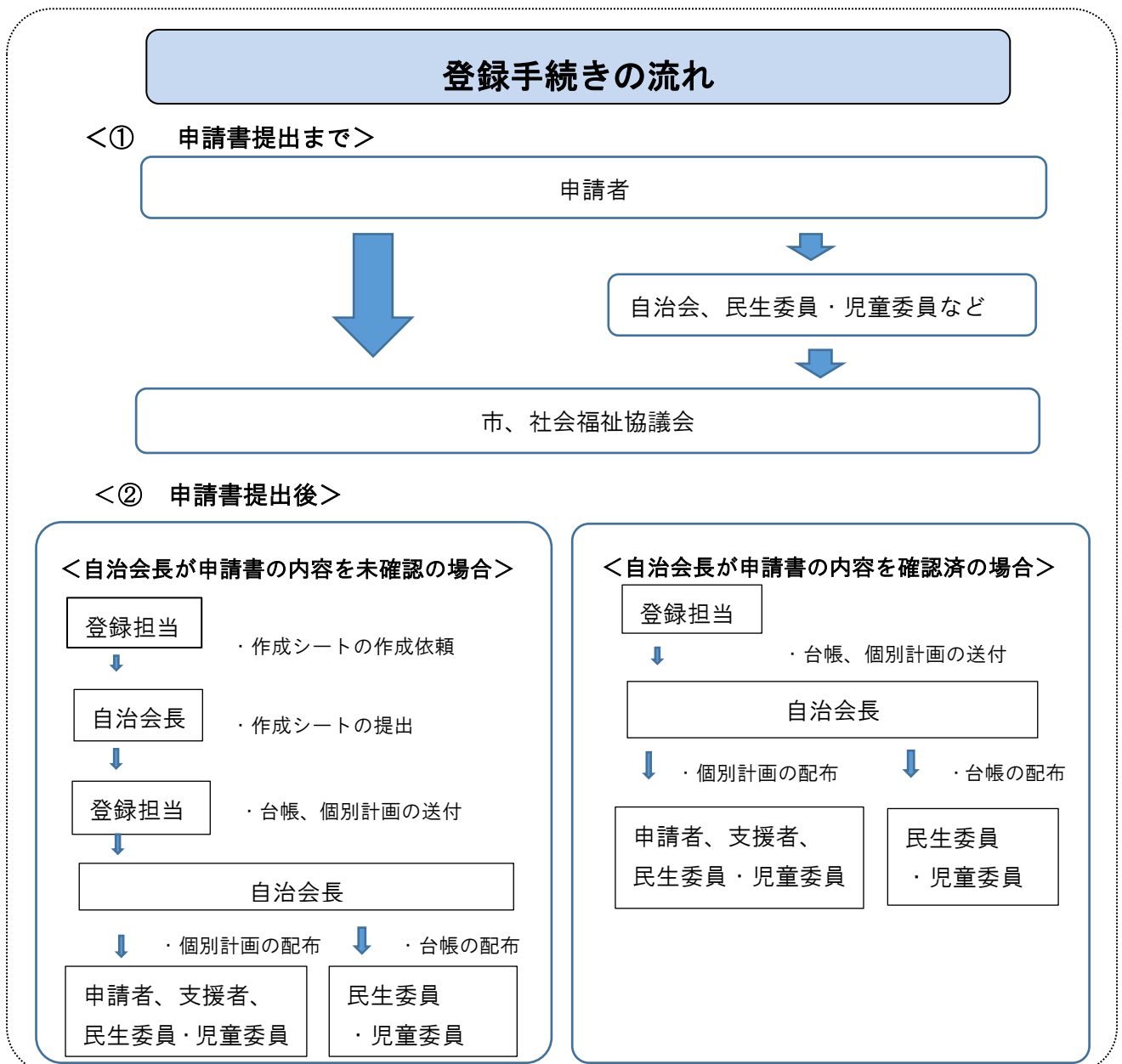
要配慮者支援班登録担当は、自治会が確認を行った登録申請書に基づき、「災害時要配慮者登録申請者台帳（様式3）（以下「登録申請者台帳」という。）」及び「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）（様式4）（以下「個別計画」という。）」を作成します。

※「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」は、市地域防災計画に示されている「災害時要配慮者避難支援計画（個別計画）」に該当するものです。

4 登録申請者台帳及び個別計画の共有

要配慮者支援班登録担当は、作成した登録申請者台帳を自治会長に送付し、自治会長から民生委員・児童委員に配布します。

また、要配慮者支援班登録担当は、作成した個別計画を自治会長に送付し、自治会長から要配慮者、避難支援者及び民生委員・児童委員に配布します。



5 登録申請者台帳及び個別計画の更新

要配慮者は、自身の状況に変化があったときは、登録内容の変更又は登録廃止の旨を市又は長浜市社会福祉協議会に報告します。

また、自治会は、年に1回以上、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、登録内容が現状と適合しているかの確認を行い、必要に応じて登録申請者台帳及び個別計画の更新を行います。更新にあたって自治会は、市又は長浜市社会福祉協議会に登録内容変更の報告を行います。

要配慮者支援班登録担当は、要配慮者もしくは自治会から報告を受けた内容のとおり、登録申請者台帳及び個別計画の修正を行い、自治会長に送付します。自治会長は、修正した登録申請者台帳を自治会及び民生委員・児童委員に、修正した個別計画を要配慮者、避難支援者及び民生委員・児童委員に配布します。

また、自治会は、年に1回以上、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、新たに登録する必要がある要配慮者の有無を確認し、該当する人には避難支援・見守り支えあい制度への登録を働きかけます。

6 登録申請者台帳及び個別計画の活用

自治会等（自治会、民生委員・児童委員、避難支援者及び見守り支援者）は、登録申請者台帳及び個別計画を活用して要配慮者の情報共有を行い災害時に備えるとともに、平常時から要配慮者の状況把握と見守りに努めます。

なお、避難支援者及び見守り支援者は、ボランティア精神に基づき支援するものであり、責任を課すものではありません。

7 災害時要配慮者名簿の作成・更新

要配慮者支援班登録担当は、避難支援・見守り支えあい制度への登録の有無にかかわらず、特に必要と認める要配慮者について、避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する「災害時要配慮者名簿（様式A）（以下「要配慮者名簿」という。対象者は「9 要配慮者名簿の対象者」のとおり。）」を作成します。なおこの名簿は、要配慮者の生命、身体、財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない場合にのみ、健康福祉部長の指示により、自治会等に提供します。

また、要配慮者支援班登録担当は、定期的に要配慮者名簿に登録している要配慮者について異動等がないか確認し、情報の更新を行います。

8 個人情報の保護の徹底

災害時要配慮者登録申請者台帳や個別計画を取扱う職員、関係団体は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）第七十二条の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底します。

- ・紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）
- ・個人情報を含む紙媒体は、その保管に際し情報が漏れることのないよう必要な措置を講じること。
- ・電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。

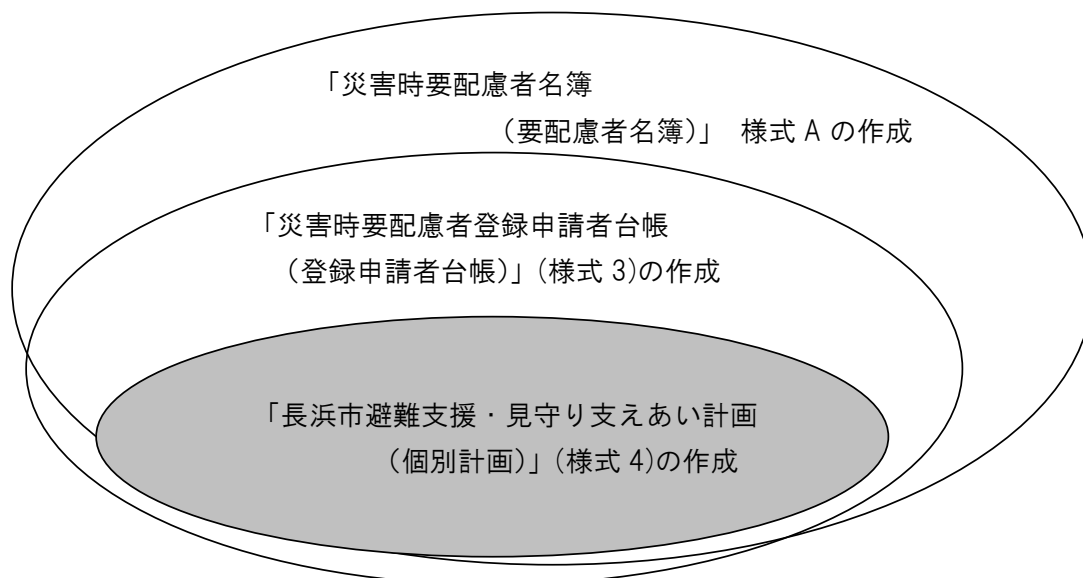
- ・情報の更新等によって不要となった個人情報は確実に速やかに廃棄し、又は消去すること。
- ・必要以外の人に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ・必要以外の写しを作成しないこと。
- ・目的以外の使用をしないこと。

9 要配慮者名簿の対象者

要配慮者名簿の対象者は以下のとおりとします。

区分	基準	情報管理課
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上のひとり暮らし高齢者 ・75歳以上の高齢者のみの世帯の人 ・要介護3、4、5の人 	長寿推進課
しょうがいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を持つ人のうち、旅客鉄道運賃減額第1種を受けている人 ・療育手帳を持つ人 ・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人 ・精神障害者保健福祉手帳2級を持つ人のうち、自立支援給付サービス（障害者総合支援法）を受けている人 	しょうがい福祉課
難病	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜保健所から情報提供を受けた人 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・精神しょうがい者訪問指導実施者で、ひとり暮らし、又は高齢者の親等世帯の人 ・障害者手帳を保持しない、難病等のある人で、成人訪問指導を実施している人 ・障害者手帳を保持しないしょうがいのある児童等 	健康推進課 他

※要配慮者名簿及び登録申請者台帳、個別計画の関係性は以下のとおりです。



第2 福祉避難室及び福祉避難所の整備

1 福祉避難室・福祉避難所の概要

指定避難所等では対応できず、緊急入所には至らない要配慮者に対応するため、要配慮者支援班福祉避難所担当は、福祉避難室及び福祉避難所の整備を進めます。

(1) 福祉避難室

指定避難所の集団生活では支障をきたすおそれがある要配慮者に対応するため、指定避難所施設管理者や医療救護関連業務従事者と調整し、保健室や特別教室等を活用し、必要に応じ、指定避難所のなかに福祉避難室を開設します。

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、福祉避難室では避難生活が困難な要配慮者に対応するため、以下の要件を満たす社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、必要に応じて開設します。なお、福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから必要に応じて開設するものとし、災害発生初期から開設するものではありません。

(福祉避難所の要件)

- ①施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。
 - ・原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。
 - ・浸水履歴や浸水想定区域等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ②施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、バリアフリー化されていること。
- ③共用スペースなども含め、要配慮者の避難スペースが確保できること。

(3) 宿泊施設の借上げ

妊婦・乳幼児等の要配慮者の福祉需要に十分対応できない場合、ホテル及び旅館等の宿泊施設を借上げて福祉避難所として指定することで、要配慮者の体調管理に万全を期します。

【市地域防災計画第2章第1節第8の3「避難所・避難場所の指定」(抜粋)】

(1) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、特別な配慮を必要とする要配慮者が福祉施設等へ緊急入所できない場合に備えて

収容を行う施設として、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を市が指定する。

【市地域防災計画第2章第3節第5の4（3）「避難に必要な施設整備」（抜粋）】

②福祉避難室の整備

避難所（小学校等）に福祉避難室を整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難室については、保健室や特別教室等を充てることとする。

④「福祉避難所」の指定

福祉避難室では避難生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者に対応するため、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する場合は、当該施設管理者と十分調整のうえ、福祉避難所の指定（設置・運営）に関する協定を締結する。また、福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから、必要に応じて開設するものとし、災害発生初期から開設するものではない。

⑤ ホテル・旅館の借上げ

要配慮者の福祉需要に十分対応できない場合、ホテル、旅館等を借上げ、要配慮者の体調管理に万全を期す。

（4）福祉避難室及び福祉避難所の利用対象

福祉避難室及び福祉避難所の利用対象は、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する人です。具体的には、高齢者やしょうがい者のほか、妊産婦、乳幼児及び病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人（必要に応じてその家族を含む）です。なお、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであって、原則として福祉避難所の対象者とはしていません。

2 福祉避難所にかかる協定

福祉避難所や、ホテル及び旅館の借上げ、福祉用具確保等の体制整備を進めるため、民間の事業者と、災害時に対応可能な範囲での協力をいただく旨の協定締結を進めます。

（1）福祉避難所にかかる協定

社会福祉施設等と「災害時における協力体制に関する協定（様式5-1）」を締結し、各施設が可能な範囲で、福祉避難所の開設及び運営、福祉避難所への人材派遣及び物資供給・貸与、福祉避難所への送迎等にかかる協力が得られるよう取組を進めます。協定の概要等は資料3-1から資料3-5のとおりです。

（2）ホテル及び旅館の借上げにかかる協定

ホテル及び旅館等と「大規模災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（様式5-2）」を締結し、災害時に各施設が可能な範囲で、ホテル及び旅館の借上げを行うことができるよう取組を進めます。協定の概要は資料3-1、宿泊施設協定先一覧は資料3-6の

とおりです。

(3) 福祉用具等の供給にかかる協定

民間事業者等と「災害時における福祉用具等の供給に関する協定書」(様式5-3)を締結し、災害時に各事業者から対応可能な範囲で福祉用具等の供給が得られるよう、取組を進めます。資料の概要は資料3-1、福祉用具協定一覧は資料3-7のとおりです。

3 福祉避難室及び福祉避難所にかかる備蓄

(1) 基本方針

福祉避難所等における物資は、市地域防災計画における「物資確保計画(市地域防災計画第2章第1節第9。以下「物資確保計画」という。))に基づき確保することを基本としますが、要配慮者支援班においても、福祉避難所等における必要最小限の食糧や物品等を、市施設や福祉避難所協定施設等に分散して備蓄します。詳細は、資料3-8から資料3-10のとおりです。

(2) 備蓄目標

ア 食糧

以下により備蓄を行います。

項目	数量	備考
想定避難者数	499人	「物資確保計画」中「備蓄目標」における想定人数
想定日数	3日分	「物資確保計画」に準じる。3日以上の開設となる場合は、同計画に則り、協定先等から食糧を確保する。
備蓄品目		
アルファ化米(白米)	595人分	主な対象者：腎臓機能低下者・高齢者・しょうがい者
アルファ化米(かゆ)	80人分	主な対象者：乳児・咀嚼困難者等
とろみ剤	5人分	主な対象者：既製品のかゆでは対応できない咀嚼困難者等
飲料水	675人分	1人1日3リットルを想定

(参考：主な積算根拠等)

- ・アルファ化米(かゆ)：675人×(10%(認知症)+1.5%(咀嚼困難障害者))÷80人
- ・とろみ剤：20g×3食×3日×5人=900g

イ 物品

以下により備蓄を行います。

項目		数量	項目	数量
機材類			衛生用品	
	発電機 (5500kw)	22 基	マスク	1,500 枚
	簡易スロープ	5 台	歯ブラシ	750 本
寝具類			ストマ用装具・衛生用品	30 人分
	不織布毛布	675 人分	不織布タオル	20 袋
	簡易ベッド	150 床	簡易トイレ(衛生用品付)	150 台
	エアーマット (敷布団用)	500 人分	ゴム手袋	600 枚
	不織布敷布	150 床分	消毒用品	3,000 包
	防水シーツ	180 枚	健康管理	
医療関係			携帯用血圧計	6 台
たん吸引器	電動式	6 台	パルスオキシメーター	6 台
	足踏式	6 台	酸素濃縮器	3 台
経管栄養剤		250ml 入 48 缶	体温計	26 本

4 その他の取組

(1) 人材の確保

福祉避難所における要配慮者の支援を円滑に行うことができるよう、施設管理者、福祉関係者・団体及びボランティア等の協力を得て、人材の確保に努めます。

(2) 社会福祉施設及び医療機関等との連携強化

専門的なケアを要するしょうがい者、難病患者、人工透析患者及び高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的処置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することが必要となります。このため、社会福祉施設や医療機関等への連絡調整の窓口、要請系統の確立に努めます。

(3) 協力体制の保持

平常時から協定締結法人及び関係機関との協議や情報交換を行うことや、福祉避難所開設を想定した災害時避難訓練を行うことなどにより、災害時における相互協力体制の強化を図り、要配慮者に対する支援対策を講じます。

第3 情報伝達体制の整備

自治会等における、要配慮者及び支援者への情報伝達の体制整備を構築します。

第4章 災害時における活動

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合、要配慮者支援班及び自治会等は、市地域防災計画（第3章第4節第3の8「要配慮者支援」、同章第3節第1の4「避難所の開設と運営」等）に基づき要配慮者支援を行います。詳細は以下のとおりとします。

第1 要配慮者支援班の設置

災害発生時は、市地域防災計画に基づき、健康福祉部職員で要配慮者支援班を編成します。

要配慮者支援班が設置された場合は、班長（部局防災員）は健康福祉部各課の課長を招集し、要配慮者支援班の体制（上記第2章第1の3の(2)の体制例を参考にする）を決定し、必要となる職員を招集するものとします。

1 風水害時

市地域防災計画（第3章第1節「風水害・土砂災害警戒期の活動」）に基づき、以下の活動を行います。

(1) 設置基準等

配備体制	配備体制の基準	要配慮者支援班の設置	健康福祉部職員の任務
警戒1号体制	大雨注意報等	設置なし	参集対象外
警戒2号体制	大雨警報等	設置	① 要配慮者支援班の班員として従事する者 班長（部局防災員）が指示する業務
災害警戒本部体制	小規模災害のおそれ等	設置	② 要配慮者支援班以外の業務（※）に従事する者 各業務において指示された業務 ※所管施設関連業務、医療救護関連業務、保健衛生・防疫関連業務等
災害対策本部体制	・大雨特別警報等 ・大規模災害のおそれ等	設置	① 要配慮者支援班の班員として従事する者 班長（部局防災員）が指示する業務 ② 要配慮者支援班以外の業務（※）に従事する者 各業務において指示された業務 ※災害対策本部の「避難所班員」「初動班員」「地域拠点職員」、同本部「健康福祉部」業務のうち所管施設関連業務、医療救護関連業務、保健衛生・防疫関連業務等

(2) 役割

ア 災害警戒本部体制時

部名	(区分)	所掌業務	備考
健康福祉部	要配慮者支援班の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉関係機関との連絡調整 ・要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等) 	
	要配慮者支援班以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の施設利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 ・所管施設の被害状況調査 	

イ 災害対策本部体制時

部名	(区分)	所掌業務	備考
健康福祉部	要配慮者支援班の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉関係機関との連絡調整 ・要配慮者避難支援体制の確立(情報伝達・安否確認等) ・要配慮者、負傷者等の搬送の手配 ・要配慮者の必需物資の調達・確保 ・緊急入所等の手配 ・福祉避難所の開設 	
	要配慮者支援班以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の利用者及び入所者等の避難誘導、安否確認 ・所管施設の被害状況調査 ・所管施設被災時の応急措置及び入所者の移送 ・医療救護所の設置 ・医療機器、医薬品、血液製剤等の調達等 ・医療機関等に対する応援要請 ・巡回相談の実施 ・被災地の保健衛生対策及び防疫調査の実施 ・感染症患者の入院勧告 ・災害時医療の実施(国保診療所) ・災害ボランティアセンターの開設 ・ボランティアに関する応援要請 ・災害救助法の適用に関する事務 	

2 地震災害時

市地域防災計画（第3章第2節「地震災害時の体制と活動」）に基づき、以下の活動を行います。

（1）設置基準等

配備体制	配備体制の基準	要配慮者支援班の設置	健康福祉部職員の任務
警戒体制	震度4	防災危機管理監が設置を指令したとき	風水害時の災害警戒準備体制に準じる
災害警戒本部体制	震度5弱	設置	風水害時の災害警戒本部体制に準じる
緊急初動体制	震度5強以上（※）	設置	風水害時の災害対策本部体制に準じる
災害対策本部体制	震度5強以上	設置	風水害時の災害対策本部体制に準じる

※：休日時間外に発生した場合における、発生後24時間の体制

（2）役割

風水害時の対応に準じます。

3 原子力災害時

市地域防災計画（第5章第3節「緊急事態応急対策」）に基づき、以下の活動を行います。

（1）設置基準等

配備体制	配備体制の基準	要配慮者支援班の設置	健康福祉部職員の任務
警戒体制	【フェーズ1】 情報収集事態	設置なし	参集対象外
災害警戒本部体制	【フェーズ2】 警戒事態	設置	風水害時の災害警戒本部体制に準じる
災害対策本部体制	【フェーズ3】 施設敷地緊急事態	設置	風水害時の災害対策本部体制に準じる
	【フェーズ4】 全面緊急事態	設置	風水害時の災害対策本部体制に準じる

第2 避難情報の伝達、避難誘導及び安否確認

避難情報の発令により避難が必要になった場合、以下により、要配慮者に避難情報を伝達するとともに、これにあわせて安否確認を実施します。

1 避難情報の伝達

市は、市地域防災計画に基づき、同報系防災行政無線、広報車、各戸訪問、広報誌及びメール・SNS配信システム等による広報により、消防団、自主防災組織、ボランティア組織及び自治会等の協力を得ながら広報活動を行います。

要配慮者支援班は、これに加え、要配慮者に確実に避難情報を伝達できるよう以下により取り組みます。

【市地域防災計画第3章第3節第4「広報活動」(抜粋)】

2 市が行う広報活動

(1) 広報活動の方法

広報活動は、同報系防災行政無線、広報車、各戸訪問、広報誌、メール・SNS配信システム等による広報(長浜市安全・安心メール配信システム等)等により、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会、自衛隊等の防災関係機関等の協力を得ながら行う。また、避難所における情報伝達のため、情報コーナーを利用する。さらに災害対策基本法に基づく放送要請等報道機関も活用する。また、「被災者支援情報ホームページ」を開設し、インターネットを活用した広報を推進する。

(2) 緊急広報

ア 広報活動

被害発生の危険性の高い地区に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示が出たときは、消防団、自主防災組織、ボランティア組織、自治会及び防災関係機関等の協力を得て広報活動を行う。

イ 広報事項

(ア) 災害の種類、避難指示の有無、集合場所、避難先、避難心得、その他必要なこと。

(イ) 緊急性に依りて、上記の中から特に必要な事項だけを簡潔に述べ、避難を促進する。

ウ 周知徹底

同報系防災行政無線による広報のほか、広報車、ハンドマイク、戸別訪問等により、関係地区住民に周知徹底を図る。

(3) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりである。

ア 災害の状況、二次災害危険箇所等に関する情報

イ 避難情報が発令された地区、避難先等

ウ 被害の発生状況

エ 被災者に対する注意事項や安否情報

オ 生活関連情報(医療機関、給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミ収集等)

カ 交通規制及び交通機関の運行状況

キ 市防災関係機関、民間活動団体等の災害応急対策活動の実施状況

ク 市民の協力要請及び市民の不安払拭のための呼びかけ

4 広報の際、留意すべき事項

ア 報道機関、調査団体等の来訪による混乱に備えて、総務部に報道機関用の窓口を設ける。

イ 高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児等の要配慮者に配慮する。

ウ 必要に応じ県に報告し、調整を行う。

(1) 要配慮者への情報伝達

自治会等は、要配慮者に避難情報を伝達し避難準備等を促すとともに、安否確認を実施します。また、避難支援・見守り支えあい制度において個別計画を作成している要配慮者については、個別計画に基づき、避難情報を伝達します。

なお、要配慮者の生命、身体、財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ない場合は、災害対策基本法(第49条の11第3項)、個人情報の保護に関する法律(第六十九条第2項第四号)の規定に基づき、避難支援の実施に必要な限度で、健康福祉部長の指示により、本人の同意のない要配慮者情報についても自治会等に提供します。

【災害対策基本法（抜粋）】

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

【個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）（抜粋）】

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

（2）情報支援要配慮者への情報伝達

情報支援要配慮者への情報伝達については、上記（1）に加え、聴覚しょうがいのある人については「長浜市安全・安心メール配信システム」等を活用するなど、確実に情報伝達ができるよう取り組みます。その他、外国人に情報を伝えるため、長浜市安全・安心メールの外国語版の配信や、SNSを用いて外国語による情報発信を行います。

（3）福祉関係機関等との連携

要配慮者支援班は、状況等に応じ、介護保険関係機関及びしょうがい福祉関係機関等の福祉関係機関等と連携して対応を進めることができるよう、警戒情報や避難情報等を伝達します。

また、重度の難病患者や人工透析患者等については、県の「大規模地震発生時における健康医療福祉部医療・救護初動マニュアル」に基づき、保健所からの情報伝達及び安否確認が行われる場合があるので、連携して対応を進めます。

なお、要配慮者利用施設を利用する要配慮者については、各施設における避難確保計画に基づく支援が円滑に行われるよう、施設の所有者・管理者との連携を図り対応を進めます。

2 避難誘導

避難情報の発令等により要配慮者の避難が必要となった場合、要配慮者は、自治会等の避難支援をうけながら、一時避難場所や指定避難所に避難します。

なお、避難支援・見守り支えあい制度において個別計画を作成している要配慮者は、個別計画に基づき避難します。

3 安否確認

(1) 安否情報の集約

要配慮者支援班は、要配慮者の安否情報を、市災害対策本部の避難所班（以下「避難所班」という。）、自治会等及び関係機関等から集約し、これに基づき、福祉避難室及び福祉避難所の開設等について判断するものとします。

また、緊急入所や緊急入院が必要な場合、要配慮者支援班は、入所施設や医療機関と必要な調整を行うものとします。

(2) 安否不明者の安否確認

安否確認ができない要配慮者がいる場合、要配慮者支援班は自治会等や関係機関等の協力を得ながら、当該安否不明者の安否確認に努めます。

(3) 安否情報の提供

要配慮者支援班は、安否情報について住民等から問い合わせがあった場合には、市地域防災計画に基づき、要配慮者の権利利益に配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。

【市地域防災計画第3章第3節第4「広報活動」(抜粋)】

5 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮して、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第3 福祉避難室の設置

指定避難所が開設された場合、必要に応じ、避難所班が指定避難所内に福祉避難室を開設します。この場合、要配慮者支援班は避難所班と連携し、市地域防災計画（第3章第3節第1の4「避難所の開設と運営」）、「長浜市避難所運営マニュアル」等に基づき、以下のとおり取り組みます。

1 福祉避難室の運営体制

福祉避難室の運営体制は、以下のとおりとします。

担当名	主な活動場所	主な役割
福祉避難室調整職員	災害対策本部	・福祉避難室が必要な要配慮者数等の把握 ・福祉避難室で必要となる物資の確保
避難所開設責任者 (避難所班)	指定避難所	・福祉避難室の管理
福祉避難室支援職員	福祉避難室	・福祉避難室の確保、開設及び運営 ※避難所開設責任者の補佐
福祉避難室相談職員	福祉避難室	・福祉避難室における要配慮者（同じ避難所の福祉避難室以外の要配慮者を含む）の健康チェック及び相談対応

2 福祉避難室支援職員及び福祉避難室相談職員の派遣

要配慮者支援班は、状況に応じ、福祉避難室支援職員を派遣し、福祉避難室の確保、開設及び運営について、避難所開設責任者（避難所班）を補佐するものとします。

また、要配慮者支援班は、状況に応じ、福祉避難室相談職員を指定避難所に派遣し、要配慮者からの相談に対応します。

3 福祉避難室の確保及び開設

避難所開設責任者（避難所班）は、指定避難所内に福祉避難室を設置する必要がある場合、福祉避難室支援職員と連携し、福祉避難室とする部屋（学校校舎での保健室や特別教室等）を確保します。部屋の確保が難しい場合は、以下の点に可能な限り配慮し、避難所内にスペースを確保し、福祉避難室として開設するものとします。

【福祉避難室として配慮すべき点】

- ・トイレに近い
- ・プライバシーの確保（間仕切りの設置等）
- ・寒暖が厳しくない
- ・着替えや授乳のためのスペースの確保
- ・畳がある

4 福祉避難室の運営

避難所開設責任者、福祉避難室支援職員及び福祉避難室相談職員（以下「福祉避難室支援職員等」という。）は、個別計画等に基づいて要配慮者のニーズに沿った支援を行うことができるよう、福祉避難室を適切に運営するものとします。具体的には、以下の活動等を実施するものとします。

(1) 物資の確保

福祉避難室支援職員等は、福祉避難室において必要となる物資について調査し、福祉避難室調整職員に報告するものとします。福祉避難室調整職員は、報告内容に基づき市の備蓄品や協定に基づいて必要な物品を確保し、福祉避難室に供給するものとします。

(2) 要配慮者の状況確認及び相談対応

福祉避難室支援職員等は、福祉避難室相談職員を中心に、福祉避難室における要配慮者の状況確認を行うとともに、要配慮者からの相談に対応します。

また、健康相談票（様式6-2）等を活用して、要配慮者支援班長に状況を報告し、適切な支援につなげていくものとします。

(3) 要配慮者への対応調整

上記(2)の状況確認や相談対応の結果等により、福祉避難室における支援内容について追加や変更が必要であるときは、福祉避難室支援職員等は、要配慮者の特性を避難所内で周知し協力を求め、必要な物品の確保及び福祉サービスの利用等について調整します。

第4 福祉避難所の設置

要配慮者支援班は、福祉避難室では対応ができない要配慮者がいる場合等、福祉避難所による避難支援が必要である場合、以下により福祉避難所を設置するものとします。

1 福祉避難所の運営体制

福祉避難所の運営体制は、以下のとおりとします。

担当名	主な活動場所	主な役割
福祉避難所調整職員	災害対策本部	・福祉避難所が必要な要配慮者数等の把握 ・福祉避難所協定先との調整 ・福祉避難所で必要となる物資の確保 ・ホテル及び宿泊施設の借上げ調整
福祉避難所管理者 (福祉避難所の施設 管理者等)	福祉避難所	・福祉避難所の管理
福祉避難所運営職員	福祉避難所	・福祉避難所の開設及び運営 ※福祉避難所管理者の補佐
福祉避難所相談職員	福祉避難所	・福祉避難所における要配慮者の健康チェック及び相談対応

2 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所を必要とする要配慮者の状況確認

要配慮者支援班は、指定避難所等における要配慮者のうち、福祉避難所による支援が必要と考えられる要配慮者について、その人数や必要とする支援の概要等を確認します。この際、本人及び家族の意思確認を行うとともに、ケアマネジャー等の支援者との連携等により、配慮すべき事項、服薬及びサービス利用等の情報もあわせて確認するものとします。

(2) 福祉避難所開設の判断

健康福祉部長は、上記(1)の状況確認の結果等から福祉避難所の開設が必要と認められるときには災害対策本部長にその旨を報告します。災害対策本部長は、報告の内容から福祉避難所の開設の要否について決定し、健康福祉部長に指示します。

(3) 福祉避難所指定の協議

要配慮者支援班は、健康福祉部長から福祉避難所開設指示があった場合は、上記(1)の状況確認の結果等を踏まえ、福祉避難所にかかる協定を締結している社会福祉施設等のうち福祉避難所指定を行う施設の候補を選定します。

その後、その候補施設に対し、被災状況、受入体制及び受入可能な人数等を確認のうえ、福祉避難所指定にかかる協議を行います。

(4) 福祉避難所の指定

健康福祉部長は、上記(3)の協議の結果を踏まえ、福祉避難所の指定を行う施設を決定し、福祉避難所として指定します。指定後、なお要配慮者の避難支援に十分対応できない場合は、福祉避難所の指定の追加や、ホテル及び旅館等の借上げによる福祉避難所の指定についても検討するものとします(参考様式①及び参考様式②参照)。

(5) 福祉避難所運営職員の派遣

要配慮者支援班は、福祉避難所に福祉避難所運営職員を派遣し、福祉避難所の運営について、福祉避難所管理者を補佐するものとします。

(6) 福祉避難所相談職員の派遣

要配慮者支援班は、福祉避難所相談職員を福祉避難所に派遣し、施設職員及びボランティア等と一緒に、要配慮者からの相談に対応します。

3 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所受入者の調整

要配慮者支援班は、福祉避難所を必要とする要配慮者の情報を福祉避難所に提供し、福祉避難所管理者は、受入の可否及び受入可能な人数について要配慮者支援班に回答するも

のとします。

(2) 福祉避難所運営委員会の設置

福祉避難所管理者、福祉避難所運営職員及び福祉避難所相談職員等の関係者は、福祉避難所運営委員会を組織し、指定避難所における避難所運営委員会の例（市「避難所運営マニュアル」）を参考に、福祉避難所の運営（主な内容は下記4に記載）を行うものとします。

(3) 福祉避難所の受入準備

ア 物資等の確保

福祉避難所運営委員会は、福祉避難所において必要となる物資について調査し、物資依頼伝票（市「避難所運営マニュアル」様式7）により福祉避難所調整職員に報告するものとします。福祉避難所調整職員は、報告内容に基づき、福祉避難所施設の常備物資の借上や、市の備蓄品や協定に基づく購入等により、必要な物品を確保し、福祉避難所に供給するものとします。

イ 福祉避難所の設営

福祉避難所運営委員会は、物資が確保でき次第、速やかに福祉避難所の設営を行い、完了後、速やかに要配慮者支援班に連絡するものとします。

(4) ボランティア及び専門職等の確保

要配慮者支援班は、福祉避難所の避難者に必要な支援内容の把握に努め、支援を行う看護職、介護職等の専門職員やボランティア等の確保を行い、また、必要に応じて、県に対し専門職員の派遣等を要請するものとします。

4 福祉避難所の運営

(1) 全般的な事項

福祉避難所運営委員会が中心となって行う福祉避難所運営にかかる全般的な事項については、市「避難所運営マニュアル」による指定避難所の例を参考にするとともに、以下により行うものとします。

ア 避難者名簿の作成等

- (ア) 福祉避難所に避難している要配慮者については、家族単位等で避難者名簿（市「避難所運営マニュアル」様式4）を作成し、随時更新する。
- (イ) 避難者に退所があるときは、可能な限り転出先等を確認して記録する。
- (ウ) 毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所状況報告書（様式6-1）に集計結果を記入して、要配慮者支援班へ報告する。

イ 食糧、物資の配給及び管理

- (ア) 食糧、水及び物資等の配給

- a 不足がある場合は、その内容及び数量を取りまとめて、物資依頼伝票（市「避難所運営マニュアル」様式7）に記入し、要配慮者支援班へ提出する。
- b 要請した物資等が搬送されたら物資依頼伝票（市「避難所運営マニュアル」様式7）にサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管する。
- c 搬送された物資については、物品受払簿（市「避難所運営マニュアル」様式8）に記入する。

(イ) 食糧及び物資の管理

- a 食糧や物資の要請にあたっては、必要な食糧や物資を的確に把握し、余剰が発生しないよう注意する。
- b 食糧や物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。
- c 特別な支援が必要な人には、個別に対処するように努める。

ウ トイレに関する対応

- (ア) 施設内トイレが使用できないなどの場合は、仮設トイレ等を適切な場所に設置する。
- (イ) トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼りだし、避難者への周知徹底を図る。
- (ウ) 施設内トイレ及び仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換、トイレットペーパーの確保などの衛生管理を毎日行うこととし、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。
- (エ) 仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請する。

エ ごみに関する対応

- (ア) ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。
- (イ) ごみは、避難者各自が分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。
- (ウ) ごみ集積所は、屋外の直射日光が当たらない場所を選ぶ。

オ 防疫に関する対応

- (ア) 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握する。
- (イ) 感染症の流行を阻止するために必要と判断されたときは、予防接種法第6条に規定する臨時予防接種の実施を知事に求める。
- (ウ) 防疫活動を徹底するため、要配慮者の家族等に協力を得て衛生班を組織する。
- (エ) 手洗いや洗濯等の生活用水の利用について、場所の確保や利用方法等の注意事項を徹底する。
- (オ) 手洗いを励行し、手洗い所には、消毒液を確保し配置する。
- (カ) 飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ、手洗い、洗顔、洗髪及び洗濯等の生活用水の確保に努める。また、衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てる。

カ 福祉避難所の清掃及び整理整頓

福祉避難所では、ボランティア等の協力を得て、清掃及び整理整頓に努めるものとする。

キ 電話の問合せ及び避難者の呼び出し

- (ア) 外部からの問合せに対応するため、呼び出し専用電話の設置等を検討する。
- (イ) 電話で問合せがあった時は、避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のまま呼び出しをしないようにする。
- (ウ) 避難者からの電話は、他の避難者への迷惑とならないよう、屋外で架電する、時間を決める等のルールを設けるものとする。

ク 生活情報の提供

求められる様々な情報 ((ア)) については、手分けして情報を収集する ((イ)) とともに、要配慮者支援班からも情報の提供に努め、掲示板など多様な手段で避難者に提供する ((ウ))。

(ア) 避難者の必要とする情報

- a 被害・安否情報
- b 医療・救護情報
- c 余震・天候情報
- d 生活物資情報
- e ライフライン及び交通機関の復旧情報
- f 生活再建情報
- g 長期受け入れ施設に関する情報 等

(イ) 情報の収集方法

- a 要配慮者支援班からの情報や、公開されている情報を収集する。
- b テレビ、ラジオ及び新聞等の情報を収集する。

(ウ) 情報の提供方法

- a 収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供する。
- b 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置する。
- c 不要となった情報も記録及び整理して保管する。

ケ ボランティアの受け入れ

(ア) 福祉避難所の運営状況から、福祉避難所運営委員会においてボランティアの受入を判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターに要請する。

(イ) ボランティアの分担する仕事は、下記の内容とし、的確にボランティアの配備を行う。

- a 要配慮者介護及び看護活動の補助
- b 清掃及び防疫活動への応援
- c 要配慮者からの相談への対応
- d 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- e 手話、筆談及び外国語などの情報伝達への支援協力
- f その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

(2) 要配慮者の支援に必要な配慮

福祉避難所での要配慮者支援にあたっては、市地域防災計画（第3章第4節第3の8(5)「避難所における要配慮者の支援措置」）による他、以下の項目等に配慮して実施します。

ア 要配慮者支援班と連携して、要配慮者の健康状態及び必要な支援内容の状況などを把握する。

イ しょうがいのある人や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努める。

ウ 要配慮者一人ひとりの配慮すべき事項に応じ、以下の例等により対応を図る。

(ア) 肢体不自由者

a 車いすが通れる幅を確保する。

(イ) 内部しょうがいのある人及び難病患者等

a 医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設ける。

b 医療機関等の協力により巡回診療を行う。

(ウ) 知的しょうがいのある人

a 環境の変化を理解できず、気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

(エ) 発達しょうがいのある人

a 環境の変化により精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

(オ) 精神しょうがいのある人

a 環境の変化により精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

b 服薬治療等医療が継続されるよう支援する。

(カ) 認知症のある高齢者及び寝たきり高齢者等

a 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保する。

b 認知症のある高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活環境を整え精神的な安定を図る。

c トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

エ 福祉サービス等の提供

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を災害後も継続的に受けることができるよう、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して福祉各法による必要な在宅福祉サービス等を提供できるよう取り組みます。

オ 要配慮者相談窓口の設置

福祉避難所相談職員は、民生委員・児童委員及びボランティア等の協力を得て、要配慮者相談窓口を設置し、福祉避難所における要配慮者からの相談に対応します。

また、健康相談票（様式6-2）等を活用して、要配慮者支援班長に状況を報告し、適切な支援につなげていくものとします。

カ 緊急入所等の実施

- (ア) 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所及び緊急ショートステイ等により適切に対応できるよう調整を行う。
- (イ) 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

キ 情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期します。

【市地域防災計画第3章第4節第3の8(5)「避難所における要配慮者の支援措置」(抜粋)】

⑤ 要配慮者相談窓口の設置

避難所に要配慮者相談窓口を設置し、民生委員・児童委員、福祉ボランティア等の協力を得て、要配慮者等からの相談に対応するとともに要配慮者の避難生活におけるニーズを的確に把握する。
また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

⑥ 緊急入所、医療機関への入院等の措置

要配慮者の被災状況、健康状況等から判断して、避難所での生活が困難と判断される場合は、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移送を速やかに実施する。

在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応する。

市本部は、関係機関と連携し、被災者の障害や心身の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配及びそれに伴う移送及び保健師・介助員の手配等を的確に実施する。

⑦ 要配慮者の生活支援等

要配慮者の避難所生活には多くの困難があるので、特別の生活支援を実施することにより、体調の維持に努める。

ア プライバシーの確保

プライバシーの確保が特に必要な要配慮者については、体育館以外の教室を利用した福祉避難室の設置や、パーティションの設置等により、精神的負担の軽減を図る。

イ 健康相談の実施

要配慮者の健康を適切に管理するため、看護師、保健師等による健康相談を恒常的に実施する。
また、医師による健康調査も適宜実施する。

ウ 生活支援の実施

要配慮者の避難所生活を維持するため、福祉ボランティアや自主防災組織等の協力を得て、生活支援を実施する。

エ 介護支援の実施・継続

介護の必要な要配慮者については、福祉サービス事業者等の協力を得て介護サービスの実施の継続を図る。

オ 福祉用具等の確保

要配慮者支援班は避難所での要配慮者の生活に必要な物品の確保を図る。

(ア) 福祉用具

要配慮者の日常生活に不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、紙おむつ等の育児用品等の必要数の把握と調達を依頼する。

(イ) 要配慮者に適した食料

要配慮者に適した食料、アレルギー疾患等に適した食品の必要数の把握と調達を依頼する。

(ウ) 要配慮者に必要な生活必需品

要配慮者の避難所等で必要な生活必需品等の必要数の把握と調達を依頼する。

⑧ 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

ア しょうがいのある人に対する情報伝達

(ア) 視覚機能に障害のあるとき

- ・音声情報による周知
- ・拡大文字による周知
- ・その他、効果的な方法の併用による周知

(イ) 聴覚機能に障害のあるとき

- ・文字情報による周知
- ・映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ・手話による周知
- ・その他、効果的な方法の併用による周知

(ウ) 地理的理解に障害のあるとき

- ・地図つき情報による周知
- ・その他、効果的な方法の併用による周知

イ 外国人に対する情報伝達

- ・外国語による周知
- ・その他、効果的な方法の併用による周知

5 福祉避難所の開設期間

福祉避難所開設の期間は、市地域防災計画の規定（第3章第3節第1の4(1)①オ）に基づき、災害発生の日から7日以内とします。ただし、収容期間延長の必要があるときは、期間を延長する場合があります。

【市地域防災計画第3章第3節第1の4(1)①「避難所の開設」（抜粋）】

オ 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法）とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）（抜粋）】

第2条 1二 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

6 福祉避難所の統廃合及び閉鎖

(1) 福祉避難所の統廃合

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどして、福祉避難所の統廃合が適切であると認められるときには、健康福祉部長は災害対策本部長にその旨を報告します。災害対策本部長は、報告の内容から福祉避難所の統廃合について決定し、健康福祉部長に指示します。この場合、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。

(2) 福祉避難所の閉鎖

避難している要配慮者が退所し福祉避難所の目的を達成したと認められるときには、健康福祉部長は災害対策本部長にその旨を報告します(参考様式③参照)。災害対策本部長は、報告の内容から福祉避難所の閉鎖について決定し、健康福祉部長に指示します。福祉避難所の閉鎖にあたっては、必要な現状復帰を行います。

第5 要配慮者支援にかかる主な法令及び通知等

(1) 災害救助法関連

- ・「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年社施第99号厚生省社会局長通知)
- ・「大規模災害における応急救助の指針について」(平成9年社援保第122号厚労省社会・援護局保護課長通知)
- ・「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年内閣府告示第228号)
- ・「災害救助事務取扱要領」(内閣府作成)

(2) ガイドライン等

- ・「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」作成資料)
- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年内閣府作成)
- ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年厚生労働省)
- ・「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書」(平成25年内閣府)
- ・「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成25年厚生労働省)
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年内閣府)

(3) 東日本大震災通知関連

- ・「社会福祉施設における緊急的対応について(依頼)」(平成23年3月11日厚労省社会・援護局総務課通知)
- ・「要介護者等の避難所等への搬送について(依頼)」(平成23年3月24日厚労省高齢者支援課等事務連絡)
- ・「要援護障害者等の避難所等への搬送について(依頼)」(平成23年3月25日厚労省)

障害福祉課事務連絡)

- ・「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて（第3版）」（平成23年4月28日厚労省高齢者支援課等事務連絡）
- ・「東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ & A（第3版）」（平成23年4月27日厚労省労働基準局監督課通知）

(4) 滋賀県のマニュアル等

- ・「滋賀県地域防災計画」
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（第三章「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」）
- ・「大規模地震発生時における健康医療福祉部医療・救護初動マニュアル」